

恵那市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の全部を改正する 要綱

恵那市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成 19 年恵那市告示第 59 号）の全部を改正する。

恵那市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地震の際の住宅及び建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、市内に存する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対し、事業に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する事業の実施について、恵那市補助金等交付規則（平成 16 年恵那市規則第 44 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 旧基準建築物 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物をいう。
ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。
- （2） 木造住宅 旧基準建築物で、木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。
- （3） マンション 旧基準建築物で、共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が 1,000 平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものをいう。
- （4） 分譲マンション マンションのうち、大部分が人の居住の用に供する区分所有である共同住宅をいう。
- （5） 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成 13 年 11 月岐阜県施行）に基づき、岐阜県が主催又は指定する相談士養成講習を修了した者の中から知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- （6） 建築士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項の規定による建築士をいう。

(7) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替又は一部の除却をすることをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、当該各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 建築物耐震診断事業 次に掲げる要件

ア 一戸建て住宅を除く木造住宅又は木造住宅以外の旧基準建築物について、実施される耐震診断であること。

イ 建築物の所有者（特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者。以下「所有者等」という。）が実施する耐震診断であること。

ウ 分譲マンションにあつては、対象建築物の管理組合又は管理組合法人が実施する耐震診断であること。

エ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針に基づく耐震診断であること。

オ 耐震診断の結果について、別表に掲げる建築物を除き、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震評価委員会又は知事の認めた専門機関に諮られたものであること。

(2) 木造住宅耐震改修工事 次に掲げる要件

ア 個人が所有する木造住宅について、所有者等が実施する耐震改修工事（増築及び改修を伴うものを含む。）であること。

イ 相談士が、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（以下「建防協マニュアル」という。）に定める診断法に基づく耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事であること。

(イ) (ア)に定める耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事であること。

エ ウの（イ）の場合は、耐震改修工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。

(3) 木造住宅除却工事 次に掲げる要件

ア 対象建築物の所有者等が実施する除却工事であること。

イ 現に居住している一戸建て住宅であること。

ウ 相談士が実施する耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であること。

エ 前号に規定する木造住宅に係る耐震改修工事の実施による補助金の交付を受けていない木造住宅の除却工事であること。

2 前項各号の補助対象事業において、対象建築物に所有者以外の居住者、借受人使用者等（以下「居住者等」という。）が存在する場合又は分譲マンションで所有者が複数となる場合は、それぞれの場合において全ての居住者等又は所有者の承諾を得て実施するものであること。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に全て該当する者とする。

(1) 県及び本市から同様の補助金、資金貸付、利子補給（岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱（平成 9 年 6 月岐阜県施行）に定める利子補給金を除く。）その他助成金の交付を受けていない者。ただし、交付の対象となる費用が重複しない場合は、この限りでない。

(2) 補助対象事業を実施する建築物の所有者等で、市税を滞納していない者

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額、限度額等は次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 建築物耐震診断事業 次に掲げる額

ア 事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）は、一戸建ての住宅については、1 戸当たり 13 万 6 千円を限度とし、一戸建て住宅以外の建築物は次に掲げる費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157 万円を限度として加算することができる。

補助対象建築物	耐震診断等の費用の限度額
---------	--------------

延べ床面積 1,000 m ² 以内の部分	3,670 円/m ²
延べ床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分	1,570 円/m ²
延べ床面積 2,000 m ² を超える部分	1,050 円/m ²

イ 補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内の額とする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(2) 木造住宅耐震改修工事 次に掲げる額

ア 木造住宅に係る事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）は、1戸当たり200万円を限度とし、耐震改修に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。

イ 補助金の額は、事業に要する費用の2分の1以内の額、かつ、1戸当たり100万円を限度とした額に、補助対象経費の10分の4以内の額、かつ、1戸当たり57万5千円を限度とした額を加えた額以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 木造住宅除却工事

ア 除却工事に要する費用は1戸当たり425万5千円を限度とする。

イ 補助金の額は、除却工事に要する費用の23%に相当する額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建築物の耐震化に係る事業に着手する前に、恵那市建築物等耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる実施計画書（関係書類を含む。）を市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に規定する事業については、建築物耐震診断事業実施計画書（様式第2号）

(2) 第3条第1項第2号に規定する事業については、耐震改修工事实施計画書（様式第3号）

(3) 第3条第1項第3号に規定する事業については、木造住宅除却工事实施計画書（様式第4号）

2 第3条第2項に該当するときは、恵那市建築物等耐震化促進事業承諾書（様式第5号）を前項各号の実施計画書に添えて提出するものとする。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、恵那市建築物等耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）又は恵那市建築物等耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の変更等)

第8条 前条の交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、申請書の内容を変更し、又は取り下げるときは、恵那市建築物等耐震化促進事業補助金交付決定変更（取下）申請書（様式第8号）を市長に提出し、その内容の審査を受けなければならない。

(交付決定変更等の通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、恵那市建築物等耐震化促進事業補助金交付決定変更（取下）承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号による事業については、恵那市建築物耐震診断事業完了実績報告書（様式第10号）
- (2) 第3条第1項第2号による事業については、恵那市耐震改修工事完了実績報告書（様式第11号）
- (3) 第3条第1項第3号による事業については、恵那市木造住宅除却工事完了実績報告書（様式第12号）

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定し、恵那市建築物等耐震化促進事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定により、補助金の交付を受けた交付決定者は、恵那市建築物等耐震化促進事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、補助金を

交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 13 条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を当該補助対象者に対して命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

構造	規模・階数・用途
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造	次のいずれかに該当する建築物 ・延べ面積 1,000 m ² 以下 ・地上階数 2 以下 ・一戸建て住宅
木造	次の全てに該当する建築物 ・延べ面積 1,000 m ² 以下 (平屋建てを除く。) ・高さ 13m 以下 ・軒の高さ 9 m 以下 ・階数 2 以下